

設置可能な喫煙室

- ・喫煙室を設置する場合には、下記の2タイプ(①、②)よりどちらか、もしくは両方を選択することができます。
- ・喫煙室が設置された施設には、必ず指定された標識の掲示が義務付けられます。
- ・また喫煙室を設けた場合、20歳未満の方(従業員も含む)が喫煙エリアに立ち入ることはできません。

【施設内の各種喫煙室の標識】

①



喫煙専用室

- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可

施設の一部に設置可

②



加熱式たばこ専用喫煙室

- △ 加熱式たばこに限定
- 飲食等の提供可能

施設の一部に設置可



喫煙可能場所への 20歳未満 立入禁止

【施設に喫煙室があることを示す各標識】

施設の出入口等に
掲示しなければいけません。



飲食店標識掲示の義務化

静岡県内の飲食店では・・・

静岡県では受動喫煙による健康被害を防ぎ、安心して快適に飲食を楽しむ環境を整備するため、「受動喫煙防止条例」を定めました。2019年4月施行に伴い、原則すべての飲食店の出入口に **禁煙** **分煙** **喫煙可** のいずれかを示す標識が掲示されます。(静岡県では、禁煙の場合も標識掲示を義務化しました。)



事業者のみなさんへの財政・税制支援等について

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf> のp12

